主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人岸本昌己、同荒木重信、同中川内良吉連名の上告趣意のうち、判例違反をいう点は所論引用の各判例が事案を異にして本件に適切でなく、その余の点は事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、すべて刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和五〇年五月二日

## 最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官	江	里口	清	雄
裁判官	関	根	\J\	郷
裁判官	天	野	武	_
裁判官	坂	本	吉	勝
裁判官	高	ì+	īF	己